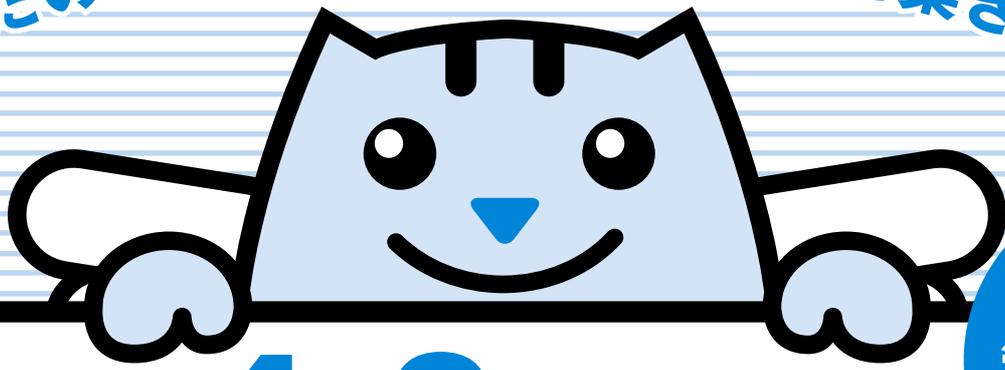


あなたの1票が明るい明日の社会を築きます



投票は
午前7時～
午後8時

4月8日(日)は

知事・道議会議員・市長・市議会議員 選挙の

投票日です

忘れずに
投票
しましょう!

四つの選挙を実施

投票の順序、時間

4月8日(日)は、知事・道議会議員・市長・市議会議員の選挙が同時に行われます。

投票所では、①知事②道議会議員③市長④市議会議員の順序で四回投票します。四つの選挙の種類ごとに、投票記載所と投票箱が設置されています。

投票時間・投票用紙の色は次の通りです。

投票時間
午前7時～午後8時。

投票用紙の色

知事⇨薄黄色、道議会議員⇨桃色、市長⇨薄青色(あざぎ色)、市議会議員⇨白色。

議員定数

選挙区	道議	市議
中央区	3人	7人
北区	4人	10人
東区	4人	9人
白石区	3人	7人
厚別区	2人	5人
豊平区	3人	7人
清田区	2人	5人
南区	2人	6人
西区	3人	7人
手稲区	2人	5人
計	28人	68人

選挙の告示日

選挙の種類	告示日
知事	3月22日(木)
市長	3月25日(日)
道議会議員	3月30日(金)
市議会議員	

道議会議員と市議会議員は、区ごとに選挙しますので、選挙人名簿に登録されている区の候補者に投票することになります。

投票できる方

本市の投票所で投票できる方は、原則として本市の選挙人名簿に登録されていて、投票日現在、本市に住所がある方です。

選挙人名簿の登録

すでに(3月2日(金)現在)登録されている方

昭和62年3月2日までに生まれた方で、昨年12月1日までに転入などで本市に住民票が作成され、今年3月1日(木)現在、引き続き住民票がある方。

今回の選挙のために新たに登録される方

昭和62年4月9日までに生まれた方で、次の①②③に該当する方。

①知事選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月21日までに転入などで本市に住民票が作成され、今年3月21日(祝)現在、引き続き住民票がある方。

②市長選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月22日から24日までに本市に転入の届け出をし、今年3月24日(土)現在、引き続き住民票がある方。

③道議会議員・市議会議員選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月25日から29日までに札幌市に転入の届け出をし、3月29日(木)現在、引き続き住民票がある方。

※なお、昨年12月30日以降に本市に転入の届け出をした方は、「転入」の項目をご覧ください。

転出・転入した方

転入・転出した方で次の場合は、知事・道議会議員選挙のみ投票ができます。その際には市町村の発行する「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」が必要となります(本市では区役所の戸籍住民課のほか、北区篠路出張所、南区定山溪出張所でも証明書を発行します)。

詳しくは、転入・転出の届け出の際に区役所の戸籍住民課でお渡しするチラシをご覧ください。

転出

本市の選挙人名簿に登録されていて、道内の他市町村に転出(住所異動は1回だけ)した方は、転出前の区で投票できます。